

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3352号)

令和8年6月22日

横情審答申第3352号  
令和8年6月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和7年8月19日こ保支第954号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜地方裁判所平成18年5月22日判決書（特定事件番号1） 東京高等  
裁判所平成21年1月29日判決書（特定事件番号2）」の一部開示決定に対す  
る審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜地方裁判所平成18年5月22日判決書（特定事件番号1） 東京高等裁判所平成21年1月29日判決書（特定事件番号2）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年7月23日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

本件審査請求文書に記録されている原告の氏名、住所及び生年月日並びに証人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、不開示とした。

審査請求人は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条で「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定されており、訴訟記録の閲覧では原告等の氏名は開示されるため、不開示とした情報は、本号ただし書アに該当する旨の主張をしている。しかし、一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものとされており、条例に基づく情報公開制度とは、趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手續において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められないことから、本号ただし書アに該当しないと判断した。

## (2) 一部開示決定通知書に記載のない文書について

本件開示請求書の受付後、審査請求人の要望を受け、本件処分の前に開示の日時

を取り決めた。最高裁判所の判決書は、検索に時間を要し、開示実施日までに開示決定を行うことが困難であったため、本件審査請求文書のみ先に一部開示決定を行った。開示を実施する際には、最高裁判所の判決書が間に合わなかった旨を伝え、代替資料を提示した。最高裁判所の判決書については提示した代替資料で対応することについて審査請求人から了承を得られたため、本件開示請求書を補正することにより対応した。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 最高裁の判決書は、地裁・高裁の判決書と同じように開示しなければならない。開示をしない理由が書かれていない。
- (3) 地裁と高裁の判決書で、原告等の氏名が開示されていないが、民事訴訟法第91条（訴訟記録の閲覧）で何人も判決書を閲覧でき氏名は開示されるので、条例第7条第2項第1号ア法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するので、氏名は開示しなければならない。
- (4) 本件処分は違法又は不当である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 市立保育所の民間移管について

横浜市では、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めてきた。これまでに68園の市立保育所が社会福祉法人に移管されている。

市立保育所の民間移管に当たっては、横浜市保育所条例（昭和26年3月横浜市条例第7号）の別表から、民間移管する市立保育所の記載を削除する改正を行い、この改正が施行される日をもって、当該市立保育所を廃止することとしている。

##### (2) 本件審査請求文書について

横浜市は、平成16年に市立保育所4園を民間委託するため、当該市立保育所4園を廃止する内容の横浜市保育所条例の一部を改正する条例を制定した。これに対し

て、当該条例の制定は、抗告訴訟の対象となる処分に該当し、原告等の保育所選択権等を侵害するものであって違法であるとして、当該条例の制定による「廃止処分」の取消し等を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）が提起された。本件審査請求文書は、本件訴訟に係る横浜地方裁判所及び東京高等裁判所の判決書である。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、原告及び被控訴人の氏名、住所及び生年月日、原告となっていない児童の氏名及び生年月日並びに証人及び被控訴人法定代理人の氏名（以下「原告の氏名等」という。）を本号に該当するとして不開示としている。原告の氏名等は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

ウ 審査請求人は、民事訴訟法第91条の規定により何人も判決書を閲覧でき、氏名は開示されるので、本号ただし書アに該当することから、氏名は開示しなければならないと主張している。

しかし、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手続において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められない。

エ したがって、原告の氏名等は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該情報は本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求文書以外の行政文書の開示を求めていると解されるので、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

イ 当審査会において本件開示請求書を確認したところ、「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には「H18.5.22横浜地判・・・、高裁判決、H21.11.26最判・・・、判決書全部の内容」と記載されており、そのうち「H21.11.26最判・・・」の部分に二重線が引かれ、「令和7年7月23日一部文書の取下げを確認」と記載されている。この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関が行政文書として保有している本件訴訟に係る最高裁判所の判決書（以下「最高裁判決書」という。）については、関係部署から取り寄せるのに時間を要したため、まずは本件審査請求文書について一部開示決定を行い、最高裁判決書については条例第11条第2項の規定に基づき決定期限を延長し、文書の準備ができてから別途決定を行う予定だった。

(イ) 本件審査請求文書の開示の実施日（令和7年7月23日）に、最高裁判決書の取り寄せが間に合わなかったことを審査請求人に伝え、最高裁判決書に代わるものとして、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている本件訴訟に係る最高裁判所の判決書を情報提供として示した。

(ウ) 審査請求人はその判決書を閲覧し、最高裁判決書は不要である旨の発言をした。

(エ) 最高裁判決書は不要であるとの審査請求人の意向が確認できたため、実施機関の職員は、本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に記載された文書のうち、最高裁判決書に係る部分に二重線を引き、「令和7年7月23日一部文書の取下げを確認」と補記した。

(オ) 本件審査請求文書の開示の実施をして、上記(エ)の補記修正を行ったのが閉庁時間間際であり、補記修正後の本件開示請求書の写しを審査請求人に渡すことができなかった。そのため、実施機関の職員はこれを審査請求人に渡すべく審査請求人に電話をしたがつかず、審査請求人の住所に郵送したが宛所に

尋ね当たらないことを理由に返還された。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

横浜市の情報公開事務マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、口頭で開示請求書の補正を行う場合は、開示請求者から了承を得た上で、確認した補正の内容を開示請求書の正本に補記修正し、補記修正後の開示請求書を開示請求者に送付することとされている。

実施機関が、最高裁判決書は不要であるとの審査請求人の意向は確認したものの、本件開示請求書を補記修正することまでは審査請求人の了承を得ていなかったこと及び補記修正後の本件開示請求書を審査請求人にその場で渡すことができなかったことについては、適切ではなかったといわざるを得ない。

しかし、マニュアルに沿った手続ではなかったものの、本件開示請求書の補記修正は審査請求人の意向を踏まえて行ったものであり、実施機関が最高裁判決書を対象行政文書として特定しなかったことが誤りであるとまではいえない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 8 月 19 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 3 月 23 日 (第467回第二部会)	・ 審議
令和 8 年 5 月 25 日 (第468回第二部会)	・ 審議